

第3章 対象地域の現状

第1節 環境基準の達成状況

1 二酸化窒素

平成9年度から令和2年度における二酸化窒素の環境基準達成状況は図3-1に示すとおりです。大気汚染の状況は改善傾向にあり、令和2年度は、常時監視測定局全90局で環境基準を達成しています。

達成状況の内訳は表3-1に示すとおりです。一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)においては、平成15年度以降、全局(100%)で環境基準の達成を維持しています。また、自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)においても、平成27年度以降、全局(100%)で環境基準を達成しています。

【二酸化窒素の大気環境基準】(昭和53年7月11日告示)

1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
(評価方法)

年間にわたる日平均につき、測定値の低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。

2 浮遊粒子状物質

平成9年度から令和2年度における浮遊粒子状物質の環境基準達成状況は図3-2に示すとおりです。ディーゼル車運行規制等により、平成16年度以降、大気の状況は大幅に改善し、令和2年度は常時監視測定局全90局で環境基準を達成しています。

達成状況の内訳は表3-2に示すとおりです。平成19年度に常時監視測定局全局で環境基準を達成し、一般局においては平成25年度に4局、平成26年度に1局、自排局においては平成22年度に1局、平成25年度に4局非達成となりましたが、平成27年度以降は再び全局(100%)で環境基準を達成しています。

【浮遊粒子状物質の大気環境基準】(昭和48年5月8日告示)

1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

(評価方法)

年間にわたる日平均につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超える日が2日以上連続しないこと。

図3-1 二酸化窒素に係る環境基準達成状況の推移

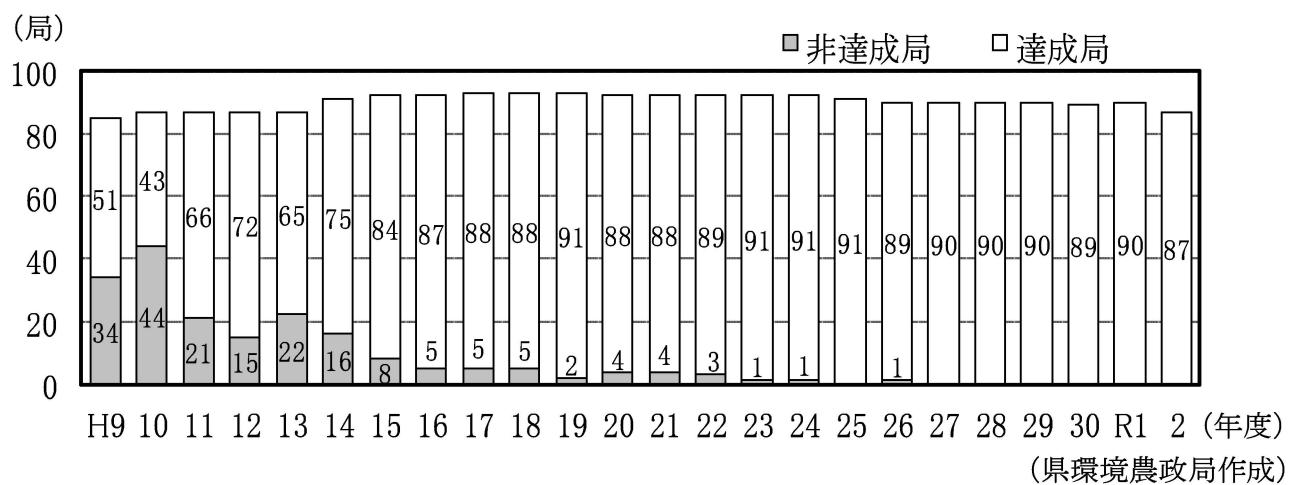


表3-1 二酸化窒素に係る一般局・自排局別の環境基準達成状況

年 度	全 局		(達成局数/測定局数)
	一般局	自排局	
H9年度	40 / 55 (72.7 %)	11 / 30 (36.7 %)	51 / 85 (60.0 %)
H10年度	37 / 57 (64.9 %)	6 / 30 (20.0 %)	43 / 87 (49.4 %)
H11年度	49 / 57 (86.0 %)	17 / 30 (56.7 %)	66 / 87 (75.9 %)
H12年度	55 / 57 (96.5 %)	17 / 30 (56.7 %)	72 / 87 (82.8 %)
H13年度	51 / 57 (89.5 %)	14 / 30 (46.7 %)	65 / 87 (74.7 %)
H14年度	56 / 60 (93.3 %)	19 / 31 (61.3 %)	75 / 91 (82.4 %)
H15年度	61 / 61 (100.0 %)	23 / 31 (74.2 %)	84 / 92 (91.3 %)
H16年度	61 / 61 (100.0 %)	26 / 31 (83.9 %)	87 / 92 (94.6 %)
H17年度	62 / 62 (100.0 %)	26 / 31 (83.9 %)	88 / 93 (94.6 %)
H18年度	62 / 62 (100.0 %)	26 / 31 (83.9 %)	88 / 93 (94.6 %)
H19年度	62 / 62 (100.0 %)	29 / 31 (93.5 %)	91 / 93 (97.8 %)
H20年度	61 / 61 (100.0 %)	27 / 31 (87.1 %)	88 / 92 (95.7 %)
H21年度	61 / 61 (100.0 %)	27 / 31 (87.1 %)	88 / 92 (95.7 %)
H22年度	61 / 61 (100.0 %)	28 / 31 (90.3 %)	89 / 92 (96.7 %)
H23年度	61 / 61 (100.0 %)	30 / 31 (96.8 %)	91 / 92 (98.9 %)
H24年度	61 / 61 (100.0 %)	30 / 31 (96.8 %)	91 / 92 (98.9 %)
H25年度	60 / 60 (100.0 %)	31 / 31 (100.0 %)	91 / 91 (100.0 %)
H26年度	60 / 60 (100.0 %)	29 / 30 (96.7 %)	89 / 90 (98.9 %)
H27年度	60 / 60 (100.0 %)	30 / 30 (100.0 %)	90 / 90 (100.0 %)
H28年度	60 / 60 (100.0 %)	30 / 30 (100.0 %)	90 / 90 (100.0 %)
H29年度	60 / 60 (100.0 %)	30 / 30 (100.0 %)	90 / 90 (100.0 %)
H30年度	59 / 59 (100.0 %)	30 / 30 (100.0 %)	89 / 89 (100.0 %)
R1年度	60 / 60 (100.0 %)	30 / 30 (100.0 %)	90 / 90 (100.0 %)
R2年度	58 / 58 (100.0 %)	29 / 29 (100.0 %)	87 / 87 (100.0 %)

(県環境農政局作成)

図3-2 浮遊粒子状物質に係る環境基準達成状況の推移

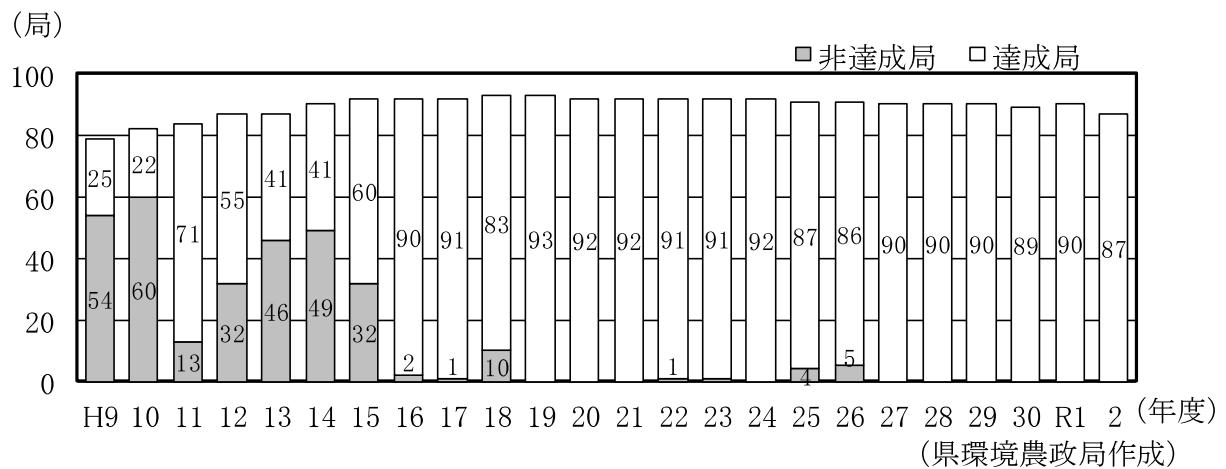


表3-2 浮遊粒子状物質に係る一般局・自排局別の環境基準達成状況

年 度	(達成局数/測定局数)		
	一般局	自排局	全 局
H9年度	21 / 55 (38.2 %)	4 / 24 (16.7 %)	25 / 79 (31.6 %)
H10年度	19 / 57 (33.3 %)	3 / 25 (12.0 %)	22 / 82 (26.8 %)
H11年度	53 / 57 (93.0 %)	18 / 27 (66.7 %)	71 / 84 (84.5 %)
H12年度	41 / 57 (71.9 %)	14 / 30 (46.7 %)	55 / 87 (63.2 %)
H13年度	33 / 57 (57.9 %)	8 / 30 (26.7 %)	41 / 87 (47.1 %)
H14年度	34 / 60 (56.7 %)	7 / 30 (23.3 %)	41 / 90 (45.6 %)
H15年度	45 / 61 (73.8 %)	15 / 31 (48.4 %)	60 / 92 (65.2 %)
H16年度	59 / 61 (96.7 %)	31 / 31 (100.0 %)	90 / 92 (97.8 %)
H17年度	62 / 62 (100.0 %)	29 / 30 (96.7 %)	91 / 92 (98.9 %)
H18年度	59 / 62 (95.2 %)	24 / 31 (77.4 %)	83 / 93 (89.2 %)
H19年度	62 / 62 (100.0 %)	31 / 31 (100.0 %)	93 / 93 (100.0 %)
H20年度	61 / 61 (100.0 %)	31 / 31 (100.0 %)	92 / 92 (100.0 %)
H21年度	61 / 61 (100.0 %)	31 / 31 (100.0 %)	92 / 92 (100.0 %)
H22年度	61 / 61 (100.0 %)	30 / 31 (96.8 %)	91 / 92 (98.9 %)
H23年度	61 / 61 (100.0 %)	30 / 31 (96.8 %)	91 / 92 (98.9 %)
H24年度	61 / 61 (100.0 %)	31 / 31 (100.0 %)	92 / 92 (100.0 %)
H25年度	56 / 60 (93.3 %)	31 / 31 (100.0 %)	87 / 91 (95.6 %)
H26年度	59 / 60 (98.3 %)	27 / 31 (87.1 %)	86 / 91 (94.5 %)
H27年度	60 / 60 (100.0 %)	30 / 30 (100.0 %)	90 / 90 (100.0 %)
H28年度	60 / 60 (100.0 %)	30 / 30 (100.0 %)	90 / 90 (100.0 %)
H29年度	60 / 60 (100.0 %)	30 / 30 (100.0 %)	90 / 90 (100.0 %)
H30年度	59 / 59 (100.0 %)	30 / 30 (100.0 %)	89 / 89 (100.0 %)
R1年度	60 / 60 (100.0 %)	30 / 30 (100.0 %)	90 / 90 (100.0 %)
R2年度	58 / 58 (100.0 %)	29 / 29 (100.0 %)	87 / 87 (100.0 %)

(県環境農政局作成)

第2節 局地汚染の状況

これまで二酸化窒素に係る環境基準を達成していなかった川崎市川崎区の池上新田公園前測定局(自排局)については、新しい規制に適合した車両への代替が進んだこともあり、平成25年度に初めて環境基準を達成し、平成27年度からは継続して環境基準を達成していますが、県内では二酸化窒素濃度が最も高い測定局です。

この地域には大型貨物車が多く出入りし、交通量の集中による渋滞が発生しています。また、県外からの流入車も多いことから、引き続き地域の荷主企業や運送事業者と連携した取組が必要です。(図3-3、3-4、3-5参照)

図3-3 二酸化窒素濃度(98%値)の推移

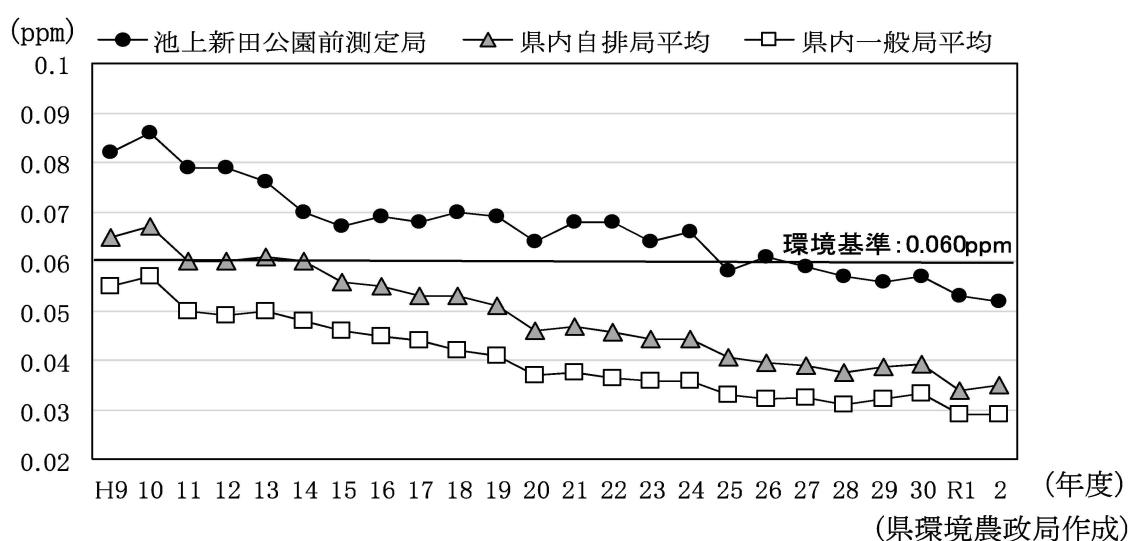
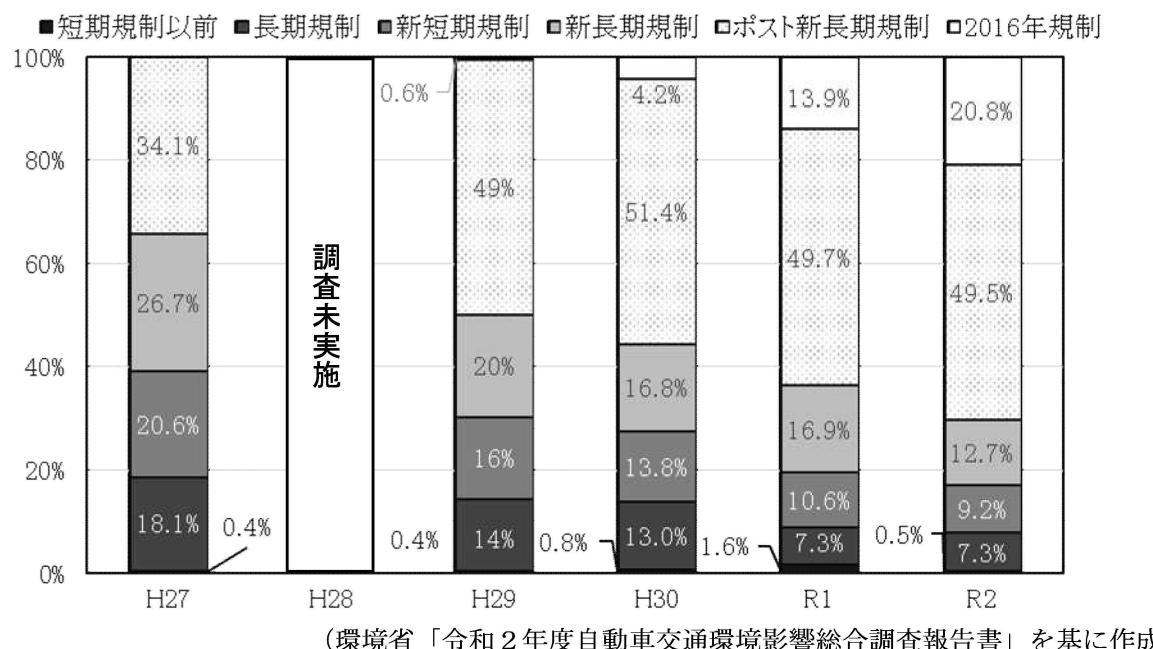


図3-4 東京大師横浜線における規制年別構成率の経年変化【ディーゼル普通貨物車】



(環境省「令和2年度自動車交通環境影響総合調査報告書」を基に作成)

図3-5 幹線道路における交通量及び大型車混入率の比較

